

# 現場説明書

- 1 工事名 所沢市小手指元町地内防火水槽解体工事
- 2 工事場所 所沢市小手指元町一丁目25番21
- 3 工事概要 (1)防火水槽(14 m<sup>3</sup>級)の解体撤去及び地盤復旧  
(2)上記を行うにあたり、土留め工事  
(3)上記撤去後、埋戻し工事  
(4)上記を行うにあたり、コインパーキングシステム工事  
(5)上記を行うにあたり、その他工事
- 4 工事範囲 現場説明書、特記仕様書、設計図書、標準仕様書
- 5 配布図書 現場説明書、設計図面及び参考数量書(詳細は別添)
- 6 工期 自 契約締結日から  
至 令和6年10月11日(※各種検査完了済の状態引き渡すこと。)
- 7 工事中の安全管理等
  - (1) 隣地、並びに道路等に損傷を与えることのないよう十分に注意し、万が一これが生じた場合は、受注者の責任において補修、または現況復旧を行うこと。
  - (2) 住民、児童、通行人等に危険を及ぼすことのないよう、万全の注意を払うこと。  
(通学、通園路の指定に注意すること。)
  - (3) 現場から出入する工事関係車両は、土砂を飛散することのないようにすること。  
飛散した場合は、責任をもって清掃すること。
  - (4) 労働基準法、その他関係法規に基づいて作業をすること。
  - (5) 日曜、祝日は、原則として作業をしないこと。また、早朝、夜間の作業で、騒音の発生する作業は避けること。
- 8 その他
  - (1) 環境に配慮すること。
  - (2) 設計図面に記載がなくとも機能上、納まり上当然必要と思われるものは、施工しなければならない。
  - (3) 「埼玉県建築工事・電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書(最新版)」を準用する。ただし、県に関する文言の事項については、組合の該当する文言に置き換えるものとする。  
(同仕様書中「1.6.3 図面情報電子化媒体等」を除く。)  
また、工事にあたっては、「埼玉県建築工事实務要覧(最新版)第4施工編」を熟知の上施工しなければならない。ただし、県に関する文言の事項については、組合の該当する文言に置き換えるものとする。
  - (4) 工事関係車両は、現場前面道路に駐車並びに停車しないこと。  
(工事車両の待機場所は、前面道路以外の場所にする。)
  - (5) 現場場内は敷地が狭く、作業重機、運搬車両及び仮設工事関係部分以外のスペースはないので、その他駐車場等は受注者の責任において確保すること。
  - (6) 施工前の監督員との打合せは十分に行い、工事現場周囲に影響を及ぼすことのない様、注意を払うこと。
  - (7) 作業現場に関係者以外が近づかぬよう注意し、作業に当たっては安全確認を十分に行うこと。
  - (8) 火災保険等 (範囲) 工事目的及び工事材料等の設計図書に示す一切とする。  
(種類) 火災保険、建設工事保険等の必要な保険とする。  
(期間) 工事完成日後14日を含む期間とする。
  - (9) 内訳書上の数量は参考値であり、各自で十分に調査、積算した上で入札すること。
  - (10) 周辺への環境を配慮し、低騒音型建設機械、排出ガス対策型建設機械を原則として使用すること。